

「代金取立規定」改定のお知らせ

当金庫は、手形・小切手の全面電子化に向けた取組みとして、2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立の受付を停止します。取組みの実施に際し、2024年12月2日（月）より、以下のとおり「代金取立規定」を改定しますので、お知らせいたします。

なお、改定後の新規定は、改定前にご契約いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

1. 改定日

2024年12月2日（月）

2. 改定内容

（下線部分を変更・追加）

新	旧
1. 取扱証券類（省略）	1. 取扱証券類（省略）
2. <u>対象となる手形、小切手</u> <u>対象となる手形、小切手は、支払期日が2027年3月31日までの約束手形・為替手形および振出日が2027年3月31日までの先日付小切手とします。（支払期日が2027年4月以降の約束手形・為替手形と振出日が2027年4月以降の先日付小切手は代金取立受付の対象外となります。）</u>	
3. 要件の補充等（省略）	2. 要件の補充等（省略）
4. 手数料等（省略）	3. 手数料等（省略）
5. 発送（省略）	4. 発送（省略）
6. 引受けのない手形等の取扱い（省略）	5. 引受けのない手形等の取扱い（省略）
7. 取立代金の入金（省略）	6. 取立代金の入金（省略）
8. 証券類の不渡り（省略）	7. 証券類の不渡り（省略）
9. 証券類の組戻し（省略）	8. 証券類の組戻し（省略）
10. 証券類の喪失、通信の遅延等（省略）	9. 証券類の喪失、通信の遅延等（省略）
11. 譲渡、質入れの禁止（省略）	10. 譲渡、質入れの禁止（省略）
12. 規定の変更等（省略）	11. 規定の変更等（省略）

以上